

介護保険料が変わります

65歳以上（第1号被保険者）の介護保険料は、高齢者福祉計画・介護保険事業計画により3年ごとに見直しています。

平成30年度から平成32年度までの3年間、第7期の保険料は、給付費の実績や高齢者および要介護認定者の人口の推移などをもとに算定し、介護給付費などを賄うために必要な介護保険料月額基準額を、5,500円と算定しました。

介護保険制度は、今後ますます進む高齢化社会に対し、必要なサービスや将来の安定した暮らしを社会全体で支えていく制度です。介護保険料は、その制度の大切な財源ですので、ご理解とご協力をお願いします。

◎問い合わせ先

役場介護環境課
☎(86) 1153 [直通]

介護保険料の改定内容 (平成30年度～平成32年度)

所得段階	保険料率	月額保険料 (改定前)	対象者
第1段階	基準額×0.50	2,750円 (2,500円)	世帯全員が住民税非課税 (合計所得金額+課税年金収入≤80万円)
第2段階	基準額×0.75	4,125円 (3,750円)	世帯全員が住民税非課税 (合計所得金額+課税年金収入≤120万円)
第3段階	基準額×0.75	4,125円 (3,750円)	世帯全員が住民税非課税 (第1・第2段階以外)
第4段階	基準額×0.90	4,950円 (4,500円)	本人が住民税非課税 (公的年金等収入+合計所得金額≤80万円)
第5段階	基準額	5,500円 (5,000円)	本人が住民税非課税 (上記以外)
第6段階	基準額×1.20	6,600円 (6,000円)	本人が住民税課税で、合計所得金額が基準所得金額(120万円)未満
第7段階	基準額×1.30	7,150円 (6,500円)	本人が住民税課税で、合計所得金額が基準所得金額(200万円)未満
第8段階	基準額×1.50	8,250円 (7,500円)	本人が住民税課税で、合計所得金額が基準所得金額(300万円)未満
第9段階	基準額×1.70	9,350円 (8,500円)	本人が住民税課税で、合計所得金額が基準所得金額(300万円)以上

長島町地域包括支援センターだより 長島元気GOGO!体操で、いつまでも自分の足で歩いて行こう!

「小浜わかがえり隊」

広報長島の「長島町地域包括支援センターだより」を見て、自分たちの集落でも運動グループを立ち上げたい!との声が集まり、平成30年3月から活動しています。

グループの名前は「心も身体も若返りたい!」という思いから、「小浜わかがえり隊」に決定しました。毎週火曜日の午後1時30分～午後2時30分が活動時間で、徐々に人数も増えてきています。

数回にわたり、長島元気GOGO!体操をしているグループの紹介をしてきましたが、長島町地域包括支援センターでは、グループの立ち上げや活動の支援を行い、より多くの人が参加できるグループづくりをサポートしています。ご相談ください。



↑長島元気GOGO!体操を実践する参加者たち

◎問い合わせ先

長島町地域包括支援センター（介護環境課内）
☎(86) 1153 [直通]